

## 令和5年度 農山漁村未来創造事業（企画提案型）補助金公募要領

### 1 事業の目的

本県では県土の8割を中山間地域が占め、家族経営を主とする多数の小規模経営体が地域の実情に応じた多様で特色のある営みにより農林水産業を支えています。他方、経済グローバル化が進展する中、地域の農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出に向けた「攻め」と「守り」の対策を一層進める必要があります。そこで、地域が主体となって未来の姿を描き、創意工夫に基づき課題を解決する「徳島ならではの」モデルとなる取組を支援します。

### 2 対象事業

#### (1) 事業実施主体

市町村、農林漁業者等で組織する団体、農業以外の業を営む法人で新たに営農を開始する法人、認定農業者（認定新規就農者を含む）や人・農地プラン等に位置付けられる中心経営体、認定林業事業体、登録林業事業体、漁業士、その他知事が特に認める団体

#### (2) 事業内容

地域農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出のため、地域の実情に応じて様々な課題を解決するために行う地域が主体となる発想・提案に基づいた次の経費を支援します。

ア 農林水産業用機械・施設等の導入整備（改修を含む）費

イ 簡易な土地基盤整備費

ウ とくしま農林漁家民宿の改修・整備費

エ 障がい者又は外国人材の円滑な受入れのための安全研修や地域交流等を実施する施設の改修・整備費

オ その他地域農林水産業の課題解決に必要と知事が認めるもの

#### (3) 実施期間

企画提案型の実施期間は3か年以内とし、実施期間の計算は、事業計画の承認を受けた年度の3月末をもって最初の1年間が経過したものとみなし、その後、年度単位で計算するものとします。

### 3 対象経費・補助率等

補助率及び1事業単年度当たりの補助金額の上限は、次に掲げるとおりとします。ただし、事業計画の評価又は検討の結果により、補助金額の上限及び補助率の引下げ並びに部分採択を行う場合があります。なお、ハード事業又はソフト事業にあつて算出された補助金額に千円未満が生じた場合は、それぞれ切り捨てるものとします。

#### (1) 補助率

ア ハード事業：対象経費の2分の1以内

イ ソフト事業(アの事業を助長するものに限る)：対象経費の2分の1以内

(2) 1事業単年度当たりの補助金上限額

2,000万円。ただし、企画提案書（様式第3-1号）に記載の重点支援対象に該当する事業として計画承認された場合は、補助上限額を2,500万円に引き上げるものとします。

なお、ハード事業の効果を助長するソフト事業（上限60万円）や、とくしま農林漁家民宿の改修・整備等（上限200万円）を実施する場合も、補助金総額の上限は前段のとおりとします。

#### 4 応募方法

(1) 受付期間

**令和5年10月5日（木）から令和5年10月26日（木）まで**

(2) 提出書類

ア 申請書（様式第2号）

イ 企画提案書（様式第3-1号）

ウ 年度別の計画概要書（様式第4号）

エ 関係書類（位置図、カタログ・仕様書、見積書等）

(3) 提出先・提出方法

事業実施主体は、(2)に掲げる書類を電子媒体（pdfファイル等）又は紙媒体（3部）のいずれかにより、事業受益の及ぶ範囲を所管する市町村長を經由して知事に対して提出してください。なお、複数の、東部農林水産局又は総合県民局の区域を対象とする等の広域的な取組を行う場合、あるいは市町村が事業実施主体である場合にあっては、知事へ提出することができます。

事業受益の及ぶ範囲	提出先
1つの市町村の区域に及ぶ場合	市町村農林水産関係課
複数の市町村の区域に及ぶ場合	主たる市町村農林水産関係課
複数の、東部農林水産局又は総合県民局の区域に及ぶ場合	県 〔農林水産政策課（農業） 畜産振興課（畜産業） スマート林業課（林業） 水産振興課（水産業）〕

(4) 事業実施主体は、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業計画の写しを提出してください。

(5) 必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問合せ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

(6) (2)に掲げる書類のうちア～ウについては、農山漁村未来創造事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する所定様式を使用してください。

## 5 採択方法

応募のあった事業計画については、農山漁村未来創造事業評価委員会において、次のとおり評価を行い、予算の範囲内で採択します。

- (1) 一次（書類）審査では、各評価委員が5つの評価項目（※1）に基づき採点した基礎評価点に、重点支援対象ポイント率（※2）を乗じ総合評価点（一次）とします。
- (2) 総合評価点（一次）の高い事業のみ、二次審査（プレゼンテーション）対象とし、総合評価点（二次）を決定します。
- (3) 総合評価点（二次）の高い事業順に、予算の範囲内で採択します。

※事業の決定や予算の執行については、令和5年9月補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更となる可能性があります。

### ※1：5つの評価項目

項 目	内 容	配 点
① 事業目的の的確性	地域の特性に応じたニーズを的確に捉え、課題解決に繋がるか	各項目毎に 『10点』満点 で採点
② 新規性・独創性 (創意工夫)	新たな視点や、独自の発想があるか	
③ 地域への 貢献性・波及性 (地方創生の視点)	地域に対して、大きな効果や波及効果が期待できるか	
④ 継続性・発展性	補助期間終了後においても、継続して事業を実施できるか	
⑤ 事業規模の妥当性	事業計画や導入する機械・施設の規模積算が、妥当かつ適切か	

※2：重点支援対象ポイント率

7 重点支援対象への該当チェックリスト

重点支援対象	重点支援に該当する具体的な取組内容	加算率	チェック欄
DX	スマート技術を活用した省力化の実現による経営規模拡大、生産量増化を目的とした取組	5%	
GX	二酸化炭素排出量削減、化石燃料使用量削減、化学農薬削減等環境負荷低減を目的とする新技術を導入する取組	5%	
人材活躍・ とくしま回帰	新規農林漁業者の確保や雇用の創出を目的とする取組	5%	
	代表者・役員が「40代以下」又は「女性」である事業体の取組	8%	
輸出拡大	県産農林水産物の輸出相手国拡大や輸出量拡大による農林水産物の産地の規模拡大を目的とする取組	5%	

重点支援対象「DX」、「GX」、「人材活躍・とくしま回帰」、「輸出拡大」の重複による上乗せは行わない。  
「人材活躍・とくしま回帰」については、①または②いずれか一方のみの加算とする。

6 採択結果の通知等

採択結果は、応募のあったすべての事業実施主体に対し、令和5年12月中旬に文書により通知する予定です。

なお、承認を受けた事業計画の成果及び実施状況については、県のホームページで公表することがあります。

7 事業計画の承認及び補助金交付申請等に必要な手続

事業計画の承認を受けた事業実施主体は、徳島県農林水産政策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書を市町村長を経由して（4（3）に掲げる広域的な取組を行う場合は経由せず）知事に提出してください。

なお、事業計画の一部の承認を受けた事業実施主体は、事業計画書を修正し、交付要綱第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書に添えて提出してください。

また、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

8 留意事項

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、この事業の補助の対象外とします。
- (2) この事業は、計画に基づき、地域の実情に適合する事業を重点的に実施するものとします。この場合、農林漁業者等の創意と地域の特性を十分に反映するよう配慮するものとします。
- (3) 補助対象事業費は、県が使用している以下の単価及び歩掛を基準として、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械・施設等（以

下「施設等」という。)の規模及び構造については、それぞれの目的に合致し、かつ、効率的なものでなければならないものとします。

ア 土地改良事業及び建築工事などの単価の採用基準順位

(ア) 土地改良事業積算資料(単価編)

(イ) 建設物価、建築物価土木コスト情報、積算資料

(ウ) 見積書(原則として、5者以上の見積もりを徴収し、内容を検討すること)

イ 土地改良事業及び建築工事などの歩掛の採用基準順位

(ア) 農林水産省土地改良工事標準積算基準

(イ) 徳島県独自の歩掛

(ウ) 他省庁の歩掛

(4) 事業の執行に当たっては、原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札により事業費を決定することとします。ただし、農林漁業者の組織する団体等で、競争入札を執行することが困難な場合にあつては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとします。

(5) 次に掲げるものは、原則として補助対象としないものとします。ただし、必要と認められる場合は、消耗品的物品、既に普及している機械、個人所有の施設等であっても補助対象とすることができます。

ア 消耗品的物品、用地の買収・賃借に要する経費及び補償費

イ 既に普及している機械

ウ 個人所有又は事業効果の少ない施設等

エ 事業費が50万円未満の事業

(6) 補助対象事業の受益戸数は、原則として3戸以上とします。ただし、地域内に3戸以上の受益が見込めない明確な理由があり、かつ市町村長が推薦する中心経営体(認定農業者や人・農地プラン等に位置づけられる地域の中心となる経営体のこと。)については、応募することができるものとします。

(7) 事業実施主体の組織運営、事業推進等の状況に鑑みて、一定期間補助金の全部又は一部を交付しないことがあります。

(8) 補助対象事業は、次のすべての要件を満たすものとします。

ア 原則として、県や市町村等が策定した各種計画方針に沿った取組であること。

イ 事業計画の規模が適切であつて、事業実施主体の経営収支その他に照らし、事業計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。

ウ 補助対象とする施設等が、事業実施主体又はその構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。

エ 補助対象とする施設等は、原則として、耐用年数が5年以上のものであること。

オ 補助対象とする施設等は、受益範囲・利用計画からみて適切なものとする事

カ 補助対象とする施設整備は、関係法令を遵守するとともに、当該施設が立地する地域を所管する関係機関(保健所等)の指導に従うこと。

キ 水産業用施設等を導入する場合は、原則として、漁場に係る施設（漁具、養殖施設等）、漁業施設に係る灯標類、徳島県水産振興公害対策基金で生産した種苗に係る経費、種苗放流に係る人件費、掃海等の海面を対象とした事業を除く。

## **9 事業実施主体の責務**

事業実施に当たっては、次の事項のほか、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）、交付要綱、実施要領等を遵守し、適正に事業を執行してください。

（1）事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農林漁業関係の共済や保険への積極的な加入に努めること。

なお、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入等すること。

（2）事業実施主体は、事業に係る経費について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了後の翌年度から5年間保管すること。

（3）事業により取得又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。

（4）事業実施主体は、企画提案書に定めた目標年度までの間、翌年度の4月末までに毎年度、達成状況報告書を提出すること。

なお、評価目標の全部又は一部が目標年度に達成されなかった場合は、原則として、目標が達成されるまでの間、毎年度、改善計画書を提出すること。

## **10 問合せ先**

徳島県農林水産部農林水産政策課政策推進担当

〒770-8570徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2394

ファクシミリ 088-621-2854

電子メール [nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp)